

陸上自衛隊退職手当支給規則（昭和30年陸上自衛隊達第50-10号）の全部を改正する。

昭和35年1月29日

陸上幕僚長 陸将 杉山 茂

陸上自衛隊退職手当支給規則

改正	昭和36年	5月22日達第	122-32号	昭和38年	8月7日達第	50-10-1号
	昭和42年	9月5日達第	32-7-1号	昭和45年	4月8日達第	63-2号
	昭和45年	10月20日達第	122-75号	昭和47年	1月17日達第	32-7-2号
	昭和52年	1月18日達第	32-7-3号	昭和53年	1月13日達第	122-108号
	昭和53年	1月13日達第	122-109号	昭和54年	3月14日達第	122-111号
	昭和55年	3月24日達第	32-7-4号	昭和55年	12月15日達第	122-115号
	昭和57年	4月30日達第	122-119号	昭和57年	10月1日達第	32-7-5号
	昭和59年	1月6日達第	32-7-6号	昭和60年	6月17日達第	32-7-7号
	昭和60年	12月21日達第	122-124号	昭和61年	4月30日達第	32-7-8号
	平成元年	2月10日達第	122-127号	平成2年	9月27日達第	122-129号
	平成7年	3月2日達第	32-7-9号	平成9年	3月13日達第	32-7-10号
	平成10年	3月25日達第	32-7-11号	平成12年	3月27日達第	32-7-12号
	平成14年	3月12日達第	32-7-13号	平成16年	3月29日達第	32-7-14号
	平成18年	3月27日達第	32-7-15号	平成18年	7月26日達第	122-211号
	平成19年	1月9日達第	122-215号	平成20年	7月23日達第	122-228号
	平成21年	2月3日達第	122-230号	平成21年	4月30日達第	32-7-16号
	平成22年	3月23日達第	122-241号	平成23年	3月31日達第	122-248号
	平成23年	4月1日達第	32-19号	平成24年	3月30日達第	122-254号
	平成26年	3月28日達第	122-263号	平成27年	3月23日達第	122-268号
	平成28年	3月25日達第	122-277号	平成30年	3月31日達第	32-7-17号
	平成31年	3月26日達第	32-7-18号	平成31年	4月19日達第	122-302号
	令和元年	6月27日達第	122-303号	令和2年	1月10日達第	122-306号
	令和3年	3月15日達第	32-7-19号	令和4年	3月15日達第	32-7-20号
	令和4年	3月31日達第	122-318号			

目次

第1章 総則（第1条—第4条）

第2章 支給手続等（第5条・第6条）

第3章 雑則（第7条—第9条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この規則は、陸上自衛官（自衛官候補生を含む。）、陸上自衛隊の部隊及び機関（自衛隊情報保全隊、自衛隊体育学校、自衛隊中央病院、陸上幕僚長の監督を受ける自衛隊地区病院、自衛隊地方協力本部を含む。）で勤務する事務官等及び非常勤の者（以下「自衛官等」という。）及び訓練招集中の予備自衛官及び即応予備自衛官（以下「予備自衛官等」という。）並びに教育訓練招集中の予備自衛官補に係る退職手当の支給手続等について定めることを目的とする。

第2条 削除

（退職手当の支給事務責任者）

第3条 退職手当に関する事務は、自衛官等又は予備自衛官等若しくは予備自衛官補が退職（予備自衛官等にあつては、訓練招集に応じている期間中に職務に起因する傷病によりその職に堪えないで退職したとき、又は訓練招集に応じている期間中の職務に起因して死亡したときをいい、予備自衛官補にあつては、教育訓練招集に応じている期間中に職務に起因する傷病によりその職に堪えないで退職したとき、又

は教育訓練招集に応じている期間中の職務に起因して死亡したときをいう。以下同じ。) 当時において所属(非常勤の者にあつては勤務している場合をいう。以下同じ。)する部隊又は機関(以下「部隊等」という。)の所在する駐屯地の駐屯地一業務隊長又は駐屯地業務を担当する部隊等の長(市ヶ谷駐屯地に所在する部隊等にあつては中央業務支援隊長、自衛隊中央病院にあつては自衛隊中央病院長、自衛隊地方協力本部にあつては自衛隊地方協力本部長、予備自衛官及び予備自衛官補にあつてはその担当地方協力本部長並びに即応予備自衛官にあつては自衛隊法第75条の3の規定により指定される部隊の所在する駐屯地の駐屯地業務隊長を含む。以下「業務隊長等」という。)が行う。ただし、退職手当を支給すべき陸上自衛官の所属が陸上自衛隊以外の場合は、別紙第1のとおりとする。また、退職当時において所属する部隊等の所在する駐屯地が廃止された場合の支給事務責任者は、退職手当処理台帳の所管替えを受けた業務隊長等とする。

2 防衛省の職員の給与等に関する法律(昭和27年法律第266号。以下「給与法」という。)第28条の規定による特例の退職手当の支給を受けた者が、追給時すでに補職替されている場合に限り、現にその者の所属する部隊等の所在する駐屯地の業務隊長等が支給事務を行うものとする。この場合、追給を行った業務隊長等は、補職替前の業務隊長等あてに追給を行った支給調書を送付するものとする。

(退職手当の支払者)

第4条 退職手当は、官署支出官(予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第1条第2項の規定による官署支出官をいう。以下同じ。)又は業務隊長等に係る資金前渡官吏(以下単に「資金前渡官吏」という。)が支払うものとする。

第2章 支給手続等

(退職手当支給調書の作成)

第5条 部隊等の長は、その所属する自衛官等又は予備自衛官等若しくは予備自衛官補が退職又は死亡した場合には、次表の左欄に掲げる退職手当の種別に応じてそれぞれ当該右欄に掲げる退職手当支給調書(以下「支給調書」という。)の履歴事項を証明した後、業務隊長等に送付するものとする。

退職手当の種別	様式
普通退職の場合の退職手当 長期勤続後の退職等の場合の退職手当 整理退職等の場合の退職手当 予告を受けない退職者の退職手当	防衛省人事・給与情報システム(以下「人給システム」という。)上の支給調書
任用期間を満了した日に退職又は死亡した場合の退職手当 任用期間を延長された場合又は引き続いて任用された場合の退職手当 仮定任期満了日に退職又は死亡した場合の退職手当	人給システム上の特例の当支給調書(A)
任用期間が経過する前、公務上死亡し又は公務上の傷病によりその職に堪えないで退職した場合の退職手当 仮定任期満了日までの間に、公務上死亡し又は公務上の傷病によりその職に堪えないで退職した場合の退職手当	人給システム上の特例の支給調書(B)
予備自衛官等が訓練招集等の期間中、公務上死亡し又は公務上の傷病によりその職に堪えないで退職した場合の退職手当	同上
予備自衛官補が教育訓練招集の期間中、公務上死亡し	同上

又は公務上の傷病によりその職に堪えないで退職した場合の退職手当	
---------------------------------	--

- 2 部隊等の長は、任用期間の定めのある自衛官が、給与法第28条第5項に該当することとなった場合において、同条第8項の規定による通算期間を説明し、同項の規定による特例の退職手当受給を希望したときは、特例の退職手当に関する申出書（以下「申出書」という。）（別紙第2）を提出させ、申出事項を確認し証明の上、業務隊長等に送付するものとする。この場合において、業務隊長等は、通算期間の説明を受けていることを確認するとともに退職手当の支給の有無を証明の上、部隊等の長に返送するものとする。
- 3 第1項の支給調書には、次の各号に掲げる区分に従い当該各号に定める書類を添付しなければならない。
 - (1) 自衛官等が退職した日又はその翌日に地方公共団体の職員となった場合には、当該地方公共団体の退職手当に関する規定により、その者の公務員としての引き続き在職期間のすべてが当該地方公共団体の職員としての勤続期間に通算される旨又はされない旨の証明書
 - (2) 公務員から引き続いて自衛官等になった者については、その公務員の在職期間（引き続いた公務員の在職期間を含む。）を証明する書類。また、地方公務員から引き続く者については、その退職の際退職手当（これに相当する給与を含む。）を受けた旨又は受けなかった旨を証明する書類
 - (3) 自衛官等で予告を受けず退職した者にあつては、任免権者のその旨の証明書
 - (4) 幹部自衛官で配置等の事務の都合により退職した者にあつては、人事発令通知書
 - (5) 自衛官等で応募認定により退職した者にあつては、人事発令通知書
 - (6) 自衛官等又は予備自衛官等若しくは予備自衛官補が公務上又は公務外の傷病又は傷害によって退職するか又は死亡した場合には、次の区分によりそれぞれ定める書類
 - ア 公務災害補償通知書
 - イ 傷病又は障害によって退職した場合には、その旨を証明する書類
 - ウ 死亡した場合には、死亡診断書、死体検案書、検視調書、死亡確認書その他その者の死亡を証明することのできる書類
 - エ 退職手当を受けるべき者が遺族である場合には、その者と死亡者との身分関係を明らかにする戸籍謄本又は戸籍記載事項証明書
 - オ 退職手当を受けるべき遺族が死亡者の内縁関係にあつたものであるときは、その事実を証明する書類
 - カ 退職手当を受けるべき遺族が死亡者の死亡当時の収入によって生計を維持していたことを要するものであるときは、その事実を証明する書類
 - (7) 退職手当を受けるべき遺族に同順位者が2名以上あり、代表者による受領を希望する場合には、他の同順位者全員の署名又は押印による同意書
 - (8) 給与法第28条第8項を適用した自衛官については、別紙第2に定める申出書
 - (9) 懲戒免職等処分により退職し退職手当の支給を制限とした者にあつては、国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号。以下「退職手当法」という。）第12条第2項の規定による退職手当支給制限処分書
- 4 申出書の記載要領については、給与法第28条第5項に該当することとなった場合において、申出書（別紙第2）をもって、順次記録し、任用期間満了により若し

くは任用期間中に退職した場合又は一般曹候補生、陸曹若しくは幹部自衛官になった場合若しくは事務官等となった場合は、その旨を摘要欄に記入するものとする。

(退職手当額の算出及び証明等)

第6条 業務隊長等は、部隊等の長より履歴事項の証明の通知を受けた場合は、速やかに審査を行い、退職手当対象者の退職手当算定式及び退職手当の額に誤りがないことを確認し証明した上で、資金前渡官吏に通知するものとする。この場合において、退職者が退職手当法第10条に定める失業者の退職手当受給者であるときは、同法に定める必要な書類を受給者に送付するものとする。

2 官署支出官又は資金前渡官吏が退職手当を支払う場合には、資金前渡官吏は、退職手当が支払われる年月日が明示された支給調書を作成し、業務隊長等及び退職手当受給者に送付するものとする。

3 業務隊長等は、前項の支給調書の送付を受けた場合には、部隊等の長に送付するものとする。この場合において、部隊等の長は、陸上自衛官、自衛官候補生及び予備自衛官等の人事記録の細部取扱いに関する達（陸上自衛隊達第32—10号（47.12.15））第3条に定める勤務記録表の離隊記録の会計措置の項に記入を行うものとする。

第3章 雑則

(退職手当支給処理台帳)

第7条 業務隊長等は、退職手当又は国家公務員等退職票に関する事務を処理するため、人給システム上の退職手当支給処理台帳及び特例の退職手当支給処理台帳を作成しなければならない。

(退職手当関係書類の保存期間等)

第8条 支給調書及び退職手当支給処理台帳の保存期間は30年とする。ただし、保存期間の満了した退職手当支給処理台帳については当該保存期間を延長するものとする。

2 前項の規定によるほか、行政文書の分類、作成、保存、廃棄その他の行政文書の管理に関する事項については、陸上自衛隊行政文書管理に関する達（陸上自衛隊達第32—24号（令和4年3月30日））の定めるところによる。

(退職所得の受給に関する申告書)

第9条 退職手当の支給を受ける者（遺族である場合を除く。）は、所得税法（昭和40年法律第33号）第203条第1項に規定する「退職手当の受給に関する申告書」及び地方税法（昭和25年法律第226号）第50条の7に規定する「退職所得申告書」を、退職手当を受けるときまでに業務隊長等を経由して資金前渡官吏に提出しなければならない。

附 則

1 この規則は、昭和35年1月29日から施行し昭和35年1月14日から適用する。ただし、第2条に規定する法律又は政令で、昭和32年度以降改正された関係の分については、それぞれその適用日から、それ以前のものについては、改正前の陸上自衛隊退職手当支給規則（昭和30年陸上自衛隊達第50—10号。以下「旧規則」という。）の定めるところによる。

2 改正後の退職手当法附則第3項の規定によって退職手当の支給を受ける者に対する支給調書は旧規則の定めるところによる。

3 昭和34年10月3日陸幕発総第1535号「国家公務員等退職手当暫定措置法の一部を改正する法律等の公布に伴う退職手当の事務処理に関する通達」は廃止する。

附 則（昭和36年5月22日陸上自衛隊達第122—32号抄）

- 1 この達は、昭和36年5月22日から施行する。
附 則（昭和38年8月7日陸上自衛隊達第50—10—1号）
- 1 この達は、昭和38年9月1日から施行する。
- 2 この達施行の日において現に保有する旧様式の内紙類は、当分の間使用することができる。
附 則（昭和42年9月5日陸上自衛隊達第32—7—1号）
- 1 この達は、昭和42年10月1日から施行する。
- 2 この達施行の際、現に保有している旧様式の内紙類は、なお、当分の間一部修正のうへ使用するものとする。
附 則（昭和45年4月8日陸上自衛隊達第63—2号抄）
- 1 この達は、昭和45年5月15日から施行する。
附 則（昭和45年10月20日陸上自衛隊達第122—75号）
この達は、昭和45年11月1日から施行する。
附 則（昭和47年1月17日陸上自衛隊達第32—7—2号）
- 1 この達は、昭和47年4月1日から施行する。
- 2 この達施行の際、現に保有している旧様式の内紙は、なお、当分の間一部修正のうへ使用するものとする。
附 則（昭和52年1月18日陸上自衛隊達第32—7—3号）
- 1 この達は、昭和52年1月18日から施行し、昭和52年1月1日から適用する。
- 2 この達施行の際、現に保有している旧様式の内紙は、当分の間内容を修正して使用することができる。
附 則（昭和53年1月13日陸上自衛隊達第122—108号）
この達は、昭和53年1月30日から施行する。
附 則（昭和53年1月13日陸上自衛隊達第122—109号）
この達は、昭和53年1月30日から施行する。
附 則（昭和54年3月14日陸上自衛隊達第122—111号）
- 1 この達は、昭和54年3月14日から施行する。
- 2 この達施行の際、現に保有している旧様式の内紙類は、内容を修正して使用することができる。
附 則（昭和55年3月24日陸上自衛隊達第32—7—4号）
- 1 この達は、昭和55年5月1日から施行する。
- 2 この達施行の際、現に保有している旧様式（様式第1、様式第2及び様式第3）の内紙は、内容を修正して使用することができる。
附 則（昭和55年12月15日陸上自衛隊達第122—115号）
この達は、昭和55年12月15日から施行する。
附 則（昭和57年4月30日陸上自衛隊達第122—119号）
- 1 この達は、昭和57年4月30日から施行する。
- 2 この達施行の際現に保有する公印は、新たに作成するまでそのまま使用することができる。
- 3 この達施行の際現に保有する旧様式の内紙類は、当分の間内容を修正して使用することができる。
附 則（昭和57年10月1日陸上自衛隊達第32—7—5号）
この達は、昭和57年10月1日から施行する。
附 則（昭和59年1月6日陸上自衛隊達第32—7—6号）

1 この達は、昭和59年1月6日から施行し、昭和58年12月24日から適用する。

2 この達施行の際、現に保有している旧様式用の紙類は、当分の間内容を修正して使用することができる。

附 則（昭和60年6月17日陸上自衛隊達第32—7—7号）

1 この達は、昭和60年6月17日から施行する。

2 この達施行の際、現に使用している旧様式用の紙類は、当分の間、内容を修正して使用することができる。

附 則（昭和60年12月21日陸上自衛隊達第122—124号）

1 この達は、昭和60年12月21日から施行する。

2 この達施行の際、現に使用している旧様式用の紙類は、当分の間、内容を修正して使用することができる。

附 則（昭和61年4月30日陸上自衛隊達第32—7—8号）

1 この達は、昭和61年4月30日から施行する。

2 この達施行の際、現に使用している旧様式用の紙類は、当分の間内容を修正して使用することができる。

附 則（平成元年2月10日陸上自衛隊達第122—127号）

1 この達は、平成元年2月10日から施行し、同年1月8日から適用する。

2 この達施行の際、現に保有する旧様式用の紙類は所要の修正を行い使用することができる。

附 則（平成2年9月27日陸上自衛隊達第122—129号）

この達は、平成2年10月1日から施行する。

附 則（平成7年3月2日陸上自衛隊達第32—7—9号）

1 この達は、平成7年4月1日から施行する。

2 この達施行の際、現に保有している旧規格、旧様式用の紙類は、当分の間、使用することができる。

附 則（平成9年3月13日陸上自衛隊達第32—7—10号）

この達は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成10年3月25日陸上自衛隊達第32—7—11号）

この達は、平成10年3月26日から施行する。

附 則（平成12年3月27日陸上自衛隊達第32—7—12号）

1 この達は、平成12年3月28日から施行する。ただし、第5条第2項及び別紙様式第5の改正規定は、平成12年4月1日から施行する。

2 この達施行の際、現に保有している旧規格旧様式用の紙類は、当分の間、内容を修正し、使用することができる。

附 則（平成14年3月12日陸上自衛隊達第32—7—13号）

この達は、平成14年3月27日から施行する。

附 則（平成16年3月29日陸上自衛隊達第32—7—14号）

1 この達は、平成16年4月1日から施行する。

2 この達施行の際、現に保有している旧規格、旧様式用の紙類は、当分の間、使用することができる。

附 則（平成18年3月27日陸上自衛隊達第32—7—15号）

この達は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成18年7月26日陸上自衛隊達第122—211号）

この達は、平成18年7月31日から施行する。

附 則（平成19年1月9日陸上自衛隊達第122—215号）

この達は、平成19年1月9日から施行する。

附 則（平成20年7月23日陸上自衛隊達第122—228号）

この達は、平成20年7月23日から施行する。

附 則（平成21年2月3日陸上自衛隊達第122—230号）

この達は、平成21年2月3日から施行する。

附 則（平成21年4月30日陸上自衛隊達第32—7—16号）

この達は、平成21年4月30日から施行し平成21年4月1日から適用する。

附 則（平成22年3月23日陸上自衛隊達第122—241号）

この達は、平成22年3月26日から施行する。

附 則（平成23年3月31日陸上自衛隊達第122—248号）

この達は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成23年4月1日陸上自衛隊達第32—19号）

この達は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月30日陸上自衛隊達第122—254号）

この達は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月28日陸上自衛隊達第122—263号）

この達は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月23日陸上自衛隊達第122—268号）

この達は、平成27年3月26日から施行する。

附 則（平成28年3月25日陸上自衛隊達第122—277号）

この達は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月31日陸上自衛隊達第32—7—17号）

この達は、平成30年7月1日から施行する。

附 則（平成31年3月26日陸上自衛隊達第32—7—18号）

この達は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（平成31年4月19日陸上自衛隊達第122—302号）

1 この達は、平成31年5月1日から施行する。

2 この達施行の際、現に保有する旧様式の用紙類は所要の修正を行い使用することができる。

附 則（令和元年6月27日陸上自衛隊達第122—303号）

1 この達は、令和元年7月1日から施行する。

2 この達の施行の際、現に存する本改正前の様式による用紙は、当分の間、これを修正した上使用することができる。

附 則（令和2年1月10日陸上自衛隊達第122—306号）

1 この達は、令和2年1月10日から施行し、この達による改正後の人給システムに係る規定は、同年1月1日から適用する。

2 この達の施行の際、現に存する本改正前の様式による用紙は、当分の間、使用することができる。

附 則（令和3年3月15日陸上自衛隊達第32—7—19号）

1 この達は、令和3年3月15日から施行し、この達による改正後の防衛省人事・給与情報システムに係る規定は、同年4月1日から適用する。

2 この達の施行の際、現に存するこの達による改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、この達による改正後の様式によるものとみなす。

3 この達の施行の際、現に存する旧様式による用紙については、当分の間、これを修正の上使用することができる。

附 則（令和4年3月15日陸上自衛隊達第32—7—20号）

この達は、令和4年3月17日から施行する。

附 則（令和4年3月31日陸上自衛隊達第122-318号）

この達は、令和4年4月1日から施行する。

他機関等に所属する自衛官の退職手当支給事務責任者

		名 称	退職手当支給事務責任者		
陸上自衛隊以外の部隊又は機関	内部部局		中央業務支援隊長		
	防衛大学校		通信学校長		
	防衛医科大学校		朝霞駐屯地業務隊長		
	防衛研究所		中央業務支援隊長		
	統合幕僚監部				
	統合幕僚学校				
	海上自衛隊				
	航空自衛隊				
	自衛隊指揮通信システム隊				
	情報本部	本部		中央業務支援隊長	
		東千歳通信所			東千歳駐屯地業務隊長
		大井通信所			朝霞駐屯地業務隊長
		美保通信所			米子駐屯地業務隊長
		太刀洗通信所			小郡駐屯地業務隊長
		喜界島通信所			中央業務支援隊長
		小舟渡通信所			新発田駐屯地業務隊長
	防衛監察本部		中央業務支援隊長		
	地方防衛局	北海道防衛局		札幌駐屯地業務隊長	
		東北防衛局		仙台駐屯地業務隊長	
		北関東防衛局		中央業務支援隊長	
		南関東防衛局			
		近畿中部防衛局		伊丹駐屯地業務隊長	
		中国・四国防衛局		海田市駐屯地業務隊長	
九州防衛局		福岡駐屯地業務隊長			
沖縄防衛局		那覇駐屯地業務隊長			
防衛装備庁		中央業務支援隊長			

特例の退職手当に関する申出書

入 隊 年 月 日	年 月 日	氏 名	
所 属		認 識 番 号	
特例の退職手当の通算制度の説明の有無	<p style="text-align: center;">受けた。 (該当するものを○で囲む。)</p> <p style="text-align: center;">通算制度について説明を受けていない。</p>		

私は、防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和27年法律第266号）第28条第5項の規定に基づき、特例の退職手当の受給について、次のとおり申し出ます。

隊 員 記 入 欄			部隊等の長の証明	業務隊長等の証明
退職手当計算の基礎となる期間	申 出 年月日	特例の退職手当受給の希望の有無		
1	自 . . 至 . .	受給を希望します。 通算を希望します。 (受給しません。)	相違ないことを証明 します。 令和 年 月 日	退職手当を支給(する・しない)ことを証明します。 令和 年 月 日
2	自 . . 至 . .	受給を希望します。 通算を希望します。 (受給しません。)	相違ないことを証明 します。 令和 年 月 日	退職手当を支給(する・しない)ことを証明します。 令和 年 月 日
3	自 . . 至 . .	受給を希望します。 通算を希望します。 (受給しません。)	相違ないことを証明 します。 令和 年 月 日	退職手当を支給(する・しない)ことを証明します。 令和 年 月 日
4	自 . . 至 . .	受給を希望します。 通算を希望します。 (受給しません。)	相違ないことを証明 します。 令和 年 月 日	退職手当を支給(する・しない)ことを証明します。 令和 年 月 日
摘 要				

注：1 隊員記入欄中、特例の退職手当受給の希望の有無は、該当するものを○で囲む。

2 業務隊長等の証明欄中、該当するものを○で囲む。